

いしのみまき

3

MAR.2012

平成24年3月号 No.91
(3月1日発行)



シリーズ“いしびよん”

石巻地区64年ぶりの快挙 「石巻工業高等学校 夢の甲子園へ」

主な内容

- 復興情報 震災復興部設置／防災集団移転促進事業…………… P 2～
- まちの話題 渡波地区意見発表会／文化財防火デー訓練…………… P 6～
- 行政情報 市の財政状況／窓口の延長…………… P 8～
- お知らせ・相談あんない 募集／各種相談…………… P 14～
- みんなの広場 スポットライト／おたより紹介／表紙から…………… P 18～
- 子育て支援コーナー 各子育て支援センターから…………… P 20～
- 健康コーナー 各種健診／休日当番医…………… P 21～



石巻市イメージキャラクター

平成24年2月1日付け

組織機構改革

平成23年年12月22日に策定した「石巻市震災復興基本計画」を確実にかつ遅滞なく進めていくことが必要であることから、震災復興のための政策立案および総合調整、基盤整備などを担当する部として、「震災復興部」を設置し、部内に4課を設置したものです。

震災復興部の設置に伴い、これまで復興対策室および建設部基盤整備課が行ってきた業務については震災復興部へ移管しています。

問 人事課(内線4063)
管財課(内線4087)

◇組織機構改革により、次のとおり市役所本庁舎内の配置の変更を行いました。

震災復興部

復興政策課

復興に関する企画立案、庁内の総合調整、震災復興基本計画の進行管理等

協働プロジェクト推進課

産学官による協働プロジェクトの推進等

土地利用住宅課

復興に関わる用地、災害公営住宅の管理等

基盤整備課

区画整理、防災集団移転、災害公営住宅建設事業等

部	課名	変更後	変更前
総務部	財政課	5階(旧 学校管理課)	4階
福祉部	仮設住宅運営管理室	3階(多目的ホール内)	4階
震災復興部 (新設)	復興政策課 協働プロジェクト推進課 土地利用住宅課 基盤整備課	5階(旧 教育委員会)	-
教育委員会	教育総務課 学校教育課 学校管理課	4階	5階

宮城県住宅再建支援事業

二重ローン対策

宮城県では、震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額(上限50万円)を補助します。

詳しくは、お問い合わせいただくか県のホームページをご覧ください。

申請手引きの配布場所・受付窓口

市都市計画課 ☎90-8051

各総合支所地域振興課・各支所(平日開庁日 午前8時30分～午後5時)

受付期限 平成28年3月31日まで

☎ 宮城県土木部住宅課

☎022-211-3256

Eメール juutakup@pref.miyagi.jp

Webで 宮城県 住宅課 検索

中小企業復旧支援事業補助金交付制度

申請受付 3月1日(木)から開始します

震災により直接被害を受けた中小企業者を支援するため、被災した施設および設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

補助対象者

- ①市内で卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、運輸業、製造業、サービス業(一部)を営む方(個人事業者を含む)
- ②施設が全壊またはそれに準じる大規模な被害を受けた方
- ③市内で事業を再開または継続する方
- ④震災前に、市税および国民健康保険税を完納している方
- ⑤国・県等が実施する震災における施設設備関連の復旧等の補助金を受けていない方 など

補助対象工事

- ①被災した施設の修復、建替に要する経費(ただし、住宅と施設が一体となっている場合は、施設に係る部分のみ)
- ②被災した設備の修繕または入替に要する経費

※平成24年3月31日までに復旧を完了するものが対象となります。

(既に施設および設備の復旧を終えている場合も対象となります)

補助金の額

施設および設備の復旧に要した経費(20万円以上、税抜き)の1/2以内(限度額100万円) 申・問 商工観光課(内線3524)

防災集団移転促進事業計画に伴うお知らせ

被災時に賃貸住宅等に居住していた方へ

市では、震災復興基本計画に基づき、今後の土地利用において居住に適当でないと思われる区域（高盛土道路等の第2防御施設よりも海側に位置する区域や防潮堤等の整備区域）にある住居を、防災集団移転促進事業により内陸部や高台に移転していただくよう計画を進めています。

移転対象者

被災時に今後の土地利用において居住に適当でないと思

められる区域で次の住宅に居住していた方

- ① 自己所有の住宅
- ② 賃貸住宅等（貸家、貸しアパート、貸しマンション社宅寮など）

※②の賃貸住宅等に居住していた方でこの事業により移転を希望する方は、ご相談ください。

問 基盤整備課相談窓口（内線5951・5954）

※防災集団移転促進事業

被災地域において住民の居住に適当でない区域にある住居の集団移転を行うための事業です。

市が移転先の住宅団地を整備し、住宅敷地（区画）を移転対象者に賃貸または譲渡します。移転対象者には、その敷地に住宅を建設していただきます。

支援概要

- ・移転対象者が住宅団地への住宅敷地の取得や住宅建設のための住宅ローンを活用する際に、利子相当額（最大708万円）を支援します。
- ・移転に伴う家財道具の運搬などの費用（最大78万円）を支援します。

震災による倒壊家屋・事業所等解体撤去

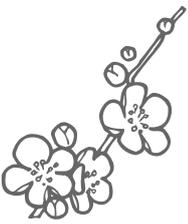
現在、倒壊家屋・事業所等の解体撤去は、り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された建物を対象に申請を受け付けています。

また、り災証明書の判定が「半壊」以上の建物で、既に自主解体した建物については、申請受付期限を3月21日(水)までとしていますので、お早めに申請願います。

なお、既に倒壊家屋・事業所等の解体撤去を申請された方で、早めに解体撤去を希望する場合は、受付窓口までご連絡願います。

申・問 災害廃棄物対策課

解体受付窓口（内線3367・3374）
業務第1G（内線6311・6313）



東日本大震災犠牲者石巻市追悼式

震災から1年を迎えるに当たり、震災の犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を捧げるとともに、夢や希望の持てる新しい石巻市としての復興、再生、発展を遂げていく決意を新たにするため追悼式を開催します。

ご遺族の皆さまのご参列をお願いします。

とき 3月11日(日) 開場 午後1時 開式 午後2時30分～(約1時間)

※式典終了後から午後5時まで一般参列者の献花を受け付けます。

ところ 河北総合センター（ビッグバン）

※無宗教形式で実施します。香料、供花、供物等はお辞退します。献花用の花は市で準備します。

◇当日は、次の場所にも祭壇および献花台を設置しますので、ご都合のよい会場にお越しください。

地区	祭壇および献花台の設置場所
石巻	市役所5階 市民サロン
雄勝	雄勝総合支所仮庁舎
河南	河南母子健康センター
桃生	桃生総合支所
北上	北上保健医療センター
牡鹿	鮎川小学校体育館

お願い

- ・式典会場（ビッグバン）に駐車場はありますが、駐車可能台数が限られていますので、乗り合いでの参列にご協力願います。
- ・式典会場まで無料送迎バスを運行します。詳しくはお問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

問 総務課（内線4032・4036）

医療機関等の窓口負担 免除期間が延長されます。

震災で被災された国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者の方で医療機関等の窓口負担が免除されている方について、3月以降も引き続き免除となります。

免除の期間

一部負担金

9月30日まで延長

※入院時食事療養費および入院時生活療養費は、2月29日まで、延長はありません。

免除証明書

これまでお使いの免除証明書については、3月以降も引き続き使用可能です。更新等の手続きは必要ありません。

その他の医療保険に加入の方

加入している医療保険により取り扱いが異なりますので、加入先の保険者へお問い合わせください。

その他の医療費助成制度

子ども医療費助成、母子・父子家庭医療費助成、重度心身障害者医療費助成等対象の方は、免除期間中は医療費免除が優先されますので、これまで同様、免除証明書で受診してください。

問 保険年金課(内線2343・23345・2349)
〔母子・父子家庭医療関係〕子育て支援課(内線2514)
〔重・中度心身障害者医療関係〕障害福祉課(内線2484・2482)

4月から

一次仮置場へ搬入する場合には搬入許可証が必要です

石巻市一次仮置場への災害廃棄物の搬入には、4月から市が発行する搬入許可証が必要になります。

必要書類

- ① 災害廃棄物搬入申請書
- ② ① 被災・被災証明および状況のわかる写真
- ③ 搬入車の車両ナンバーがわかるもの

※市の災害廃棄物処理委託業務については、申請の必要はありません。

申・問 災害廃棄物対策課
(内線6316・6318)

国民年金保険料の 免除申請はお済みですか？

震災に伴う免除申請・学生納付特例申請は、3月末日で受付終了となります。

国民年金保険料の納付が困難な方は、り災・被災証明書、印鑑、年金手帳等をご持参ください。口座振替を利用されている方は振替停止手続きも必要ですので、通帳と印鑑もご持参ください。

住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除されます。

ただし、免除を受けた期間は、納めた方と比べ2分の1の額で年金額が計算され、将来受け取る年金額が減ることになりますのでご注意ください。10年以内であれば追納することが可能です。

申・問 石巻年金事務所 ☎2215117・市保険年金課
(内線2348・2353)

震災で亡くなられた方の埋火葬費用の給付申請

災害救助法の適用により、震災で亡くなられた方の埋火葬の費用の一部が給付されます。また、平成23年9月30日まで火葬された方で、震災による関連死とされた方も対象となります。

受付期限が3月30日(金)となりますので、申請がお済みでない方はお早めをお願いします。

給付申請ができる方 震災により亡くなられた方(石巻市民)のご遺族(ただし、生活保護法による葬祭扶助を受け埋火葬を行っている場合を除く)

給付対象となる経費

- ① 棺(一式)、骨箱・骨壺(ただし、遺体安置所において無料で支給された場合を除く)
 - ② 火葬費用
 - ③ 遺体搬送費用
 - ④ 遺体保管費用(ドライアイス代、安置室保管料等)
- ※葬儀に係る式典等の費用は対象になりません。
※未申請の該当者(ご遺族)へ申請書を郵送していますが、書類が届かない場合はお問い合わせください。

受付期限 3月30日(金)〔必着〕

申請方法 市役所3階環境課に来庁または郵送

申・問 ☎986-8501〔住所不要〕環境課(内線3366)

仮設住宅も入居者の皆さまへ

○駐車場禁止区域への駐車はやめましょう

・緊急車両等が通行できませんので、車両で通路をふさがなくてください。

○結露の防止について

- ・室内の換気のため、換気扇を回しましょう。
- ・エアコンなど除湿機能のある暖房器具を使用しましょう。

問 仮設住宅運営管理室(内線4765・4766)

「高齢者等見守り：ゴミだし補助」事業

応急仮設住宅における見守りを推進するため、「高齢者等見守り：ゴミだし補助」事業を実施することになりました。

内容 高齢者などを定期的に見守るため、希望者に対し、シルバー人材センターがゴミだし補助を無料で行うものです。

対象者 応急仮設住宅入居者

おおむね65歳以上の高齢者で一人暮らしの方
申・問 市シルバー人材センター ☎94-3683

震災により被害を受けられた方へ 税に関するお知らせ

税務署から

平成23年12月に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」などが施行され、所得税などの国税に関して、震災により被害を受けられた方や復興推進に向けた取り組みを対象として、新たな税制上の措置が追加されています。

震災により被害を受けられた方等は、所得税などの軽減や免除を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことにより、税金の還付を受けることができます。

詳しくは、最寄りの税務署にお問合せいただくか、これらの措置についてのパンフレット等が国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載されていますのでご覧ください。

国税に関する申告・納付等の期限

石巻市、東松島市、女川町の納税者の方の、平成23年3月11日から平成24年4月1日までの間に到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、

平成24年4月2日(月)です。

申告・納付等の義務がある個人や法人の方で申告・納付等がまだお済みでない方は期限まで手続きをお願いします。

振替納税をご利用の方

平成24年4月2日までに申告所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税に係る平成22年分および平成23年分の確定申告書を提出した方で、振替納税をご利用の方の振替納付日は、申告所得税が平成24年5月10日(木)、消費税及び地方消費税が平成24年5月14日(月)となります。

申告・納付等が困難な方

震災により、期限内に申告・納付等が困難な方については、個別の申告期限の延長や納税の猶予を受けることができますのでご相談ください。

石巻税務署では、所得税等の確定申告書作成会場を設置し、申告相談を行っています

設置期限 4月2日(月)まで(土日・祝日を除く)

開設時間 午前9時～午後5時(受付午後4時まで)

※税務署の駐車場には限りがありますので、お越しの際には公共交通機関または近隣の有料駐車場のご利用をお願いします。 ☎ 石巻税務署 ☎22-4151

法人市民税の申告期限等

平成23年度分の法人市民税の確定申告期限が延長されていましたが、4月2日(月)までとなります。

確定申告が必要な法人の皆さまは期限内に申告していただくようお願いします。

また、被災状況による減免も実施しています。

詳しくは、お問い合わせください。

☎ 税務課税務管理室(内線3099)

軽自動車税の非課税や課税免除

震災により滅失または損壊した軽自動車、バイク等に係る軽自動車税については、課税取消し申出書を提出していただくことにより、平成23年4月1日に遡及し課税の取り消しを行っています。お早めの手続きをお願いします。

また、震災により解体等の届け出をした軽自動車の代替軽自動車等は、平成25年度まで非課税措置があります。非課税を適用するためには申請が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

☎ 税務課税務管理室(内線3101)

納税貯蓄組合への加入促進

納税貯蓄組合は、地域の皆さまの協力により、市県民税や固定資産税等を毎月、積み立てするなど、市税等の納付をより納付しやすくする組合制度です。

多くの納税貯蓄組合は、今回の震災により解散や休止、組合員数の減少に追い込まれました。

市では、新たな納税貯蓄組合の結成に向けた取り組みや既存組合への加入促進をしています。

☎ 税務課税務管理室(内線3135)

不動産取得税の軽減

震災により被害を受けられた方で、耕作等が困難となった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。

軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳しくは、お問い合わせください。

☎ 宮城県東部県税事務所 ☎95-1411

証明手数料等の徴収

震災により、被災手続きに使用する住民票、印鑑証明書、税証明などの各種証明手数料および震災死亡による斎場使用料については免除(無料)としてきましたが、4月1日より、これら証明書手数料および斎場使用料は有料となりますのでお知らせします。

☎ 市民課(内線2313)

災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」の修理工事

「住宅の応急修理制度」の修理工事は、工事終了後、速やかに「修理見積書」、「工事完了報告書」および「支払請求書」を提出するようお願いします。

受付場所 市役所3階 環境情報センター

☎ 建築指導課(内線5672)